

農地転用必要添付書類の一覧

1) 許可申請書

ア 許可を受けようとする者は、許可申請書を3部作成し、農業委員会を経由して知事に提出するものとする。

イ 申請書の様式は、様式第13号又は様式第14号とする。

2) 添付書類

番号	書類の種類	該当事項・記載事項等
ア	位置図	転用計画地(「申請農地及び申請農地以外の山林等を含む」をいう。以下同じ。)の位置を表示する図面
イ	登記事項証明書 (全部事項証明書)	転用計画地が農地のみの場合は、申請農地の登記事項証明書(発行後3ヶ月以内の原本) なお、転用計画地が申請農地以外の土地を含む場合は、申請農地の登記事項証明書原本と申請農地以外の土地の登記事項要約書(写し、インターネット取得したもので可)及び権利移転又は設定の契約書写若しくは承諾書
ウ	公図(合図)	転用計画地及び隣接地を表示した公図(発行後3ヶ月以内の原本)に、地番、地目、所有者氏名、及び転用計画地に隣接する道路、水路の幅員を記載したもの(河川計画地は茶色、道路は赤色、水路は水色で色区分をする。) ※登記情報提供サービスにより、法務局から取得したデータを出力した公図でも可。
エ	住民票抄本・戸籍附票等	譲渡人の住所が所在移転により登記事項証明書の表示と相違する場合は住民票の抄本又は戸籍附票等 (原則として発行後3ヶ月以内の原本)
オ	被害防除計画書	周辺農地又は採草放牧地に対する被害防除計画書 なお、周辺農地の所有者(借受地の場合は借受人を含む。)からの同意書を被害防除計画書として取り扱うことも可。
カ	事業計画書	転用者の転用計画に係る事業計画書
キ	土地利用計画図	平面図(縮尺区分適宜)に建物、工作物、その他の施設(駐車場、作業スペース等)の配置及び規模等を表示した土地利用計画図 なお、申請地と一体利用する土地がある場合は、その土地を含めた全体の土地利用計画図
ク	排水計画図	生活排水、雨水等の排水経路及び最終排水先を明らかにした排水計画図
ケ	建物平面図	転用計画地に建築する建物平面図
コ	土地造成計画図	切土、盛土が50cmを超える場合添付

サ	法人関係書類	定款若しくは寄付行為の写（要原本証明）又は法人の登記事項証明書（原則発効後3ヶ月以内のもの） また、市町村、一部事務組合、公社、公団等は議決書及び予算書の写（要原本証明）
シ	借受地関係書類	借受人が借受地を申請する場合は、所有者の同意書 また、所有者が貸付地を申請する場合は、法第18条にもとづき解約がなされたことを証する書面
ス	資金証明書	別紙資料による。
セ	許認可書写	転用に係る事業が、他の法令の定めるところにより許可、認可、届出、確認等を要する場合は、許認可等を証する書面。 ただし、手続中である場合は関係機関へ提出した申請書の写（受付印のある申請書の一部、又は全部）。
ソ	用途廃止申請書写	転用計画地内に道路、水路がある場合は、用途廃止決定通知書の写。ただし、手続中である場合は関係機関へ提出した申請書の写（受付印のある申請書の一部、又は全部）。
タ	土地改良区意見書	申請農地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
チ	取排水同意書	取水又は排水について水利権者、漁業権者の同意を要する場合は、その同意書
ツ	位置特定図等	1筆の農地の一部について転用許可を申請する場合は、転用部分の位置及び面積が確認できる図面を申請書に添付（要割り印）。 なお、転用許可後に不動産登記法による所有権移転登記等を行う場合は、許可申請書添付の図面について事前に法務局に確認すること。
テ	代替性の検討票	1種農地又は2種農地で、以下の場合は不要 ・1種農地の不許可の例外規定のうち集落接続以外の理由により許可する場合。 ・2種農地であるが1種農地の例外規定に該当する場合。
ト	一時転用賃貸借（又は使用貸借）契約書写	転用に係る事業又は施設の利用期間が一時的な賃貸借の設定（一時転用）であるときは、賃貸借（又は使用貸借）契約書（現状回復の時期、方法、施行者、費用の負担等を明確にしたもの）の写
ナ	単独申請該当証明書	則第10条第1項各号（単独申請）による許可申請をしようとする場合
ニ	その他参考資料	その他参考となる資料

農地転用許可申請に係る資金証明について

【添付書類例】

書類の名称	留意点
金融機関の残高証明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 預貯金通帳等の写し ・ 定期預金証書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行名、支店名、口座名義人の氏名、最終残高がわかるページの写しを添付すること。(最終残高の証明として不要な記載については黒塗りでも可)。 <p>※ 預貯金通帳等の最終残高は、申請時点の残高が記帳されたものに限る。</p> <p>※ H29.12.1 より高知県の運用変更。波線部は「最終記帳日(最終行に印字された日付)が申請日前3ヶ月以内のもの」と変更。</p>
融資証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。 ・ 金融機関以外のものから融資を受ける場合は、融資証明書及び融資するものに係る金融機関の残高証明等を添付すること。
融資の見込みを証する書類 (金融機関及び <u>その他公的機関</u> により確認可能な書類に限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原本または原本証明のある写しであること。 ・ 発行後3ヶ月以内の証明であること。 ・ 当該転用事業に関する融資見込書(借受人、貸付金額、貸付目的、融資の確実性等が記載された書面により、融資の見込みが確認できる書類)。 <p>※ 「金融機関及び<u>その他公的機関</u>により確認可能な書類」とは、金融機関等の記名押印がある書類及び押印がない場合は、県から金融機関に内容確認を行う等により確認可能な書類をいう。</p>